

賃金規程

株式会社アクシステクノロジーズ

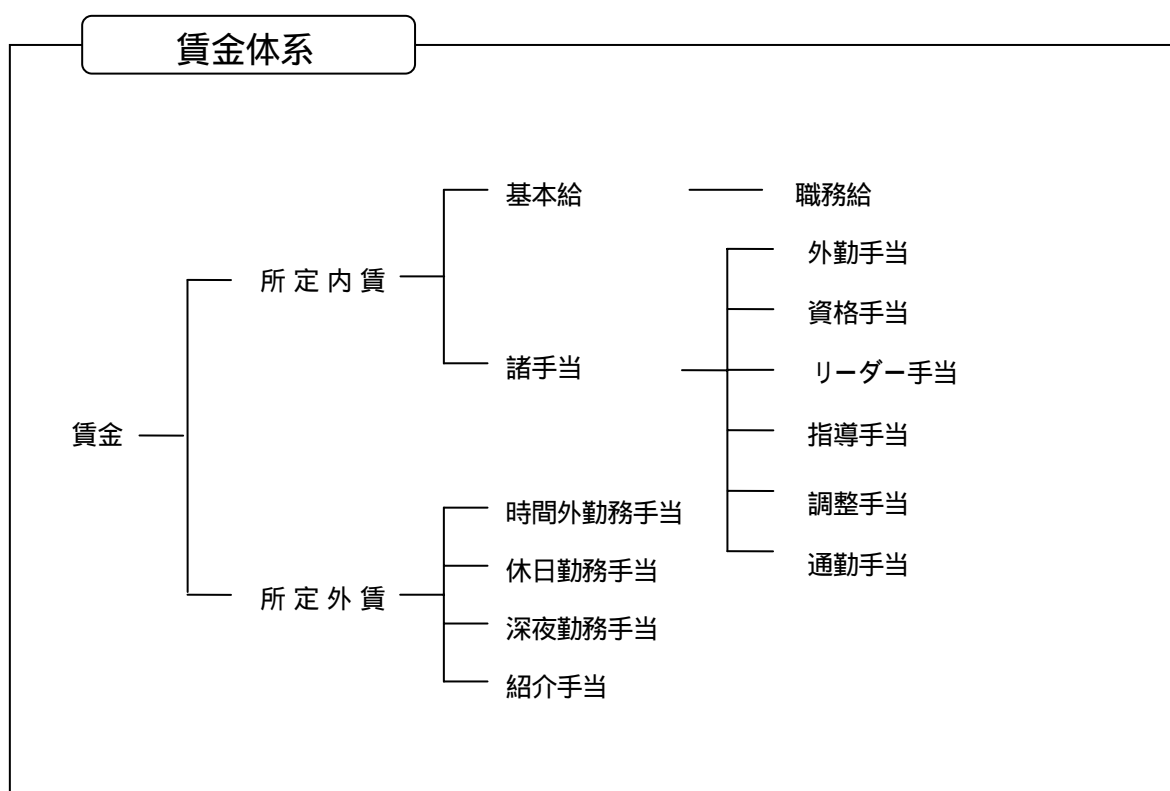
第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規定は、従業員の賃金ならび賞与に関する基準および手続きを定めたものである。ただし、業務部門従業員、臨時従業員、パートタイマー、アルバイトについてはこの賃金規程は適用しない。

(賃金体系)

第2条 賃金体系は次のとおりとする。



(支払い形態)

第3条 賃金は月額を持って定め、月給制とする。

月給制は、事務職、技術職及び営業職に適用する。

月給制は、欠勤、遅刻、早退及び私用外出等の不就業については控除しない。

(計算期間・支払日)

第4条 賃金の計算期間は、前月1日から当月末日までとし、翌10日に支払う。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に支払う。

(支払方法)

第5条 賃金は、本人が指定する預貯金口座へ振り込むことによって支払う。

(控除)

第6条 賃金の支払いに当たり、次のものを控除する。

源泉所得税

住民税

健康保険料

厚生年金保険料

介護保険料

雇用保険料

従業員との書面契約によるもの

(非常時払い)

第7条 従業員が次の各号に該当し、その請求があった場合は第4条の規定にかかわらず、既往の勤務に対する賃金をそのつど支払う。

本人が死亡したとき

本人が退職し、または解雇されたとき

本人または妻の出産のための費用を要するとき

本人または家族の結婚、葬儀、天災その他の災厄もしくは負傷疾病のための費用を要するとき

本人がやむを得ない事由により1週間以上帰郷するとき

その他、会社がやむを得ないと認めたとき

(日割・時間割計算)

第8条 この規定における賃金の日割または時間割計算は、次の算式による。

日割計算=所定内賃金/1ヶ月の平均勤務日数

1ヶ月平均勤務日数=(365日-年間所定休日数)÷12

時間割計算=日割計算額/1日の所定勤務時間数

(平均賃金)

第9条 この規定および他の規則で用いる平均賃金の算出方法は、労働基準法第12条に定めるところによる。

第2章 基本給

(基本給)

第10条 基本給は職務給をもって構成する。職務給は職務の内容を基準として定める額とする。

第3章 手当

(外勤手当)

第11条 外勤業務に従事する者に対して外勤手当を支給する。

外勤手当							
外勤手当							
	30000	25000	25000	25000	25000		ピッチ 等級
	hE	hD	hC	hB	hA	hS	
1	58000	110000	150000	190000	230000	235000	
2	88000	135000	175000	215000	255000		
号数							
基本給	130000	140000	150000	160000	170000	180000	

(資格手当)

第 12 条 資格手当は、従業員が資格を有し、かつその資格を活用する業務に従事する期間について支給する。(注：手当の金額が高い順に 3 個までで 2 個目以降は 1/4 の額)

2 前項における支給対象となる資格および資格手当の額については次のとおりとする。

資格手当

主催者別カテゴリー	資格名	標準資格手当 / 月	資格手当 / 月 2個目以降
国家資格	システムアナリスト	5,000	1,250
	システム監査技術者	5,000	1,250
	プロジェクトマネジャー	5,000	1,250
	テクニカル試験(すべて)	5,000	1,250
	情報セキュリティアドミニストレータ	5,000	1,250
	アプリケーションエンジニア	5,000	1,250
	上級システムアドミニストレータ	5,000	1,250
	ソフトウェア開発技術者	5,000	1,250
	基本情報技術者	5,000	1,250
	初級システムアドミニストレータ	3,000	750
シスコ認定資格	CCIE	別途相談	別途相談
	CCNP	12,000	3,000
	CCIP	6,000	1,500
	CCDP	6,000	1,500
	CCSP	6,000	1,500
	CCNA	5,000	1,250
	CCDA	4,000	1,000
オラクルマスター	プラチナ	9,000	2,250
	ゴールド	7,000	1,750
	シルバー(すべて)	6,000	1,500
	シルバーフェロー	4,000	1,000
	ブロンズ	3,000	750
SunJava認定資格	SJC-EA	7,000	1,750
	SJC-WC	5,000	1,250
	SJC-D	5,000	1,250
	SJC-BC	5,000	1,250
	SJC-P	4,000	1,000
SunSolaris認定資格	SCNA	6,000	1,500
	SCSA	4,000	1,000
マイクロソフト認定資格	MCP	3,000	750
CompTIA認定資格	Network+	4,000	1,000
	Server+	4,000	1,000
	i-Net+	3,000	750
	A+	3,000	750
LPI認定(LPIC)	レベル2	5,000	1,250
	レベル1	3,000	750
XMLマスター	プロフェッショナル	6,000	1,500
	ベーシック	4,000	1,000

(リーダー手当)

第 13 条 職務においてチームを統括する者に対し、次の区分によりリーダー手当を支給する。

- 1号 5,000円 1~2名の部下を有する者
- 2号 10,000円 3~4名の部下を有する者
- 3号 15,000円 5名以上の部下を有する者

(指導手当)

第 14 条 作業現場で新人(hE等級の者)の指導を担当する物は、指導手当として毎月5,000円を3ヶ月間支給する。

(調整手当)

第 15 条 2007年9月待つ時点で在籍する既存社員には一年間の移行期間を設け、移行期間に限り調整手当(上限30,000円を支給し、旧給与体系と差額がないようにする。
2 その他の場合は基本的に支給しないものとするが、必要に迫られた場合に支給する可能性がある。

(通勤手当)

第 16 条 通勤に要する費用については、1ヶ月10万円まで会社で負担し、それを超える額は本人負担とする。

(時間外勤務手当)

第 17 条 所定勤務時間外に勤務したときは、勤務した時間数に応じて時間外勤務手当を支給する。時間外勤務手当の計算は、次による。

$$\text{時間外勤務手当} = ((\text{所定内賃金。ただし通勤手当を除く。}) / 1 \text{ヶ月の平均勤務時間数}) \times 1.25$$

2 1ヶ月の時間外勤務時間数の合計においては15分単位で計算し、15分未満は切り捨てる。

(休日勤務手当)

第 18 条 法定休日(注:週1日、主に日曜日。土曜日は法定休日ではない。)に勤務したときは、勤務した時間数に応じて休日勤務手当を支給する。休日勤務手当の計算は、次による。

$$\text{休日勤務手当} = ((\text{所定内賃金。ただし通勤手当を除く。}) / 1 \text{ヶ月の平均勤務時間数}) \times 1.35$$

2 時間外勤務または休日勤務が深夜に及んだときは、時間外勤務手当または休日勤務

手当と深夜勤務手当を併給する。

- 3 1ヶ月の休日勤務時間数の合計においては15分単位で計算し、15分未満は切り捨てる。

(深夜勤務手当)

第19条 深夜(午後10時～午前5時)に勤務したときは、勤務した時間数に応じて深夜勤務手当を支給する。深夜勤務手当の計算は、次による。

深夜勤務手当 = ((所定内賃金。ただし通勤手当を除く。) / 1ヶ月の平均勤務時間数) × 1.25

- 2 1ヶ月の深夜勤務時間数の合計においては15分単位で計算し、15分未満は切り捨てる。

(紹介手当)

第20条 個人の紹介で入社し、その者が3ヶ月以上業務に従事した場合、紹介者に3万円支給をする。

第4章 昇給

(昇給の時期)

第21条 昇給は、会社が必要と認めた都度行う。

- 2 会社の号席が良好でないときは、昇給を行わない時がある。

(昇給の基準)

第22条 昇給は、職務能力の伸長度、発揮度、勤務成績及び勤務態度を総合的に評価して決定する。

第5章 賞与

(賞与)

第23条 賞与は年2回、6月および12月に会社の業績に応じて支給する。

(賞与の支給資格)

第24条 賞与の支給資格者は、勤続期間が6ヶ月以上でかつ賞与支給日に在籍するものとする。

(賞与の算定期間)

第 25 条 6 月賞与の算定期間は、前年 11 月 1 日から当年 4 月末日までとし、12 月賞与の算定期間は、前年 11 月 1 日から当年 4 月末日までとし、12 月賞与の算定期間は、当年 5 月 1 日から 10 月末日までとする。

(賞与の算定方法)

第 26 条 賞与の算定方法は、従業員の職務内容・勤務成績・出勤状況等を考慮して定める。

(付 則)

この規程は、19 年 10 月 1 日より施行する。